

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

補助上限額

病院（医科、歯科）（※1）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

※1 ただし、「救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金支給事業と重複して補助を受けることはできません。

補助の対象機関

- ・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※2を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所
- ・ただし、対象となる医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

* 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

スケジュール

令和2年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月
	8月下旬～ 申請様式等を案内							
	9月上旬頃～ 申請受付・審査・交付決定							
	9月中下旬頃～ 概算支払							
								精算

* 奈良県での申請先は国保連ではありません。

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局新型コロナ緊急包括
支援交付金コールセンター

☎ 0120-786-577

（受付時間は平日9:30～18:00）



奈良県のお問合せ先はこちら
（9月4日～）

☎ 0742-81-3130

（受付時間は平日8:30～17:00）

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 申請手続きについて

申請受付期間

令和2年9月1日(火) ~ 令和3年2月26日(金)

申請から補助までの流れ

****各施設からの申請は1回限りです****

1. 同封の書類を確認の上、申請書等を作成

- ・ 交付申請書 (第1号様式)
- ・ 事業計画書 兼 所要額調書 (別紙7-1)
- ・ 予算書抄本 (別紙7-2)

2. 作成書類一式を送付

(宛先) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県庁医療政策局地域医療連携課 宛て

※必ず、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」申請書類在中
とご記載ください。

3. 書類の審査

※県から委託を受けた業者より、記載内容等について問合せがある場合があります。

4. 交付額を決定し、交付決定通知を送付

「概算による交付の場合」

- | | |
|-------|--|
| 医療機関等 | 5. 請求書を「2.」の宛先に提出
・ 補助金概算払請求書 (第4号様式) |
| 奈良県 | 6. 書類の審査
7. 支払い |
| 医療機関等 | 8. 事業執行
9. 事業完了後、実績報告書等を作成し、納品書や請求書、領収書と併せて「2.」の宛先に送付
・ 実績報告書 (第5号様式)
・ 実績報告書 兼 所要額精算書 (別紙7-3)
・ 決算書抄本 (別紙7-4) |
| 奈良県 | 10. 書類の審査
11. 交付額を決定し、交付確定通知を送付 |

「精算による交付の場合」

- | | |
|-------|--|
| 医療機関等 | 5. 事業執行
6. 事業完了後、実績報告書等を作成し、納品書や請求書、領収書と併せて「2.」の宛先に送付
・ 実績報告書 (第5号様式)
・ 実績報告書 兼 所要額精算書 (別紙7-3)
・ 決算書抄本 (別紙7-4) |
| 奈良県 | 7. 書類の審査
8. 交付額を決定し、交付確定通知を送付 |
| 医療機関等 | 9. 請求書を「2.」の宛先に提出
・ 補助金交付請求書 (第6号様式) |
| 奈良県 | 10. 書類の審査
11. 支払い |

「7.」で概算支払いした額を下回った場合は、
下回った分について補助金の返還が必要です。